

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<https://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年5月29日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0529第1号」および「保医発0529第3号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）が改正され、令和2年6月1日より適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

「検査実施料」の新規収載

● 実施料が新規収載された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
D004-2 悪性腫瘍組織検査					
1	METex14遺伝子検査	次世代シーケンシング	5,000	遺伝子・染色体 100	*1

[注] *1：肺癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングによりMETex14遺伝子検査を行った場合は、本区分の「1」の「口」複雑なものの所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。

- ア 本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、「1」の「口」処理が複雑なものうち、(4)のアに規定する肺癌におけるMETex14遺伝子検査を行うことが困難な場合に算定できる。
- イ 本検査の実施にあたっては、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書に記載すること。
- ウ 本検査と、肺癌の組織を検体とした「1」の「口」処理が複雑なものうち、(4)のアに規定する肺癌におけるMETex14遺伝子検査を同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。
- エ 本検査と、肺癌の組織を検体としてMETex14遺伝子検査以外の検査を併せて行った場合には、「注2」の規定を適用し、本検査を含めた検査の項目数に応じた点数により算定する。



「検査実施料」の新規収載

● 実施料が新規収載された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分判断料	注
D003 糞便検査					
9	ロイシンリッチ α 2グリコプロテイン		276	生化学 I 144	*2

[注]

- *2：血清を検体として、ロイシンリッチ α 2グリコプロテインを潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合は、区分番号「D003」糞便検査の「9」カルプロテクチン（糞便）の所定点数を準用して3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。
- ア 潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として、区分番号「D003」の「9」カルプロテクチン（糞便）又は区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。
- イ ロイシンリッチ α 2グリコプロテインを測定する場合は、当該検査にかかる判断料については、区分番号「D026」検体検査判断料の「4」生化学的検査判断料（I）を算定する。

● 検査方法が追加された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分判断料	注
D023 微生物核酸同定・定量検査					
15	HIV-1核酸定量	TMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法	520	微生物 150	*3

[注] 下線部が追加変更されました。

- *3：ア 「15」のHIV-1核酸定量は、PCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、HIV感染者の経過観察に用いた場合又は区部番号「D012」感染症免疫学的検査の「17」HIV-1抗体、「16」のHIV-1,2抗体定性、同半定量、HIV-1,2抗原・抗体同時測定定性、「18」のHIV-1,2抗原・抗体同時測定定量、又は「18」のHIV-1,2抗体定量が陽性の場合の確認診断に用いた場合にのみ算定する。